

補助事業番号 22-1-032

補助事業名 平成 22 年度更生保護対策補助事業

補助事業者名 更生保護法人日本更生保護協会

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

ア. 更生保護女性会員中央研修の開催

更生保護女性会は、女性の立場から犯罪をした者及び非行のある少年の社会復帰を支援することを目的とした任意団体である。青少年を取り巻く環境の変化に伴い、育児に悩む母親に対する子育て支援、更生保護施設に対する支援活動、保護観察所が実施する社会参加活動への協力など、更生保護女性会に対するニーズはかつてないほど高まっている一方で、会員の高齢化、会員数の減少が顕著で、このままでは組織の存続すら難しい状況にある。平成 22 年度については、その積極的な展開を図るため、全国の会員の中から、地域の中核となり得る者 100 人を選抜し、東京都において、3 日間の研修を実施する。

イ. 更生保護法人等役職員中央研究協議会の開催

昨今、経営情勢の悪化、高齢化等を背景として、刑務所出所者等の社会復帰の基盤を確保することがわが国の喫緊の課題となっており、更生保護施設に対する社会的ニーズはかつてないほど高まっている。しかしながら、刑務所出所者等の問題性が多様化・複雑化する中、その経営基盤の脆弱さもあって、事業内容は硬直的かつ画一的であり、社会的な要請に十分に応えているとは言い難い状況にある。このような状況の中、平成 21 年度に入り、労働・福祉・教育等の分野で活動実績のある団体が、そのノウハウを更生保護に生かそうと、更生保護事業への参入を図っている。更生保護事業がその社会的期待に応えるためには、この取組みを科学的かつ組織的に整理し、更生保護全体に定着させる必要がある。そこで、これまで当協会が培ってきた調査研究、人材育成のノウハウを生かし、上記団体の事業を取りまとめるとともに、このほかの先駆的な取組みの周知を図るため、全国の更生保護事業を営む更生保護法人等役職員から 100 名を対象として、東京都において、2 日間の連絡協議会を実施する。

ウ. 更生保護における犯罪被害者等支援サポート事業

平成 19 年 12 月 1 日から、更生保護における犯罪被害者等対策が開始となり、当法人においては、犯罪被害者等支援の活動に携わる保護司に対する研修を行ってきた。これにより、被害者等の心情への理解を深め、関係する支援団体等の意識の共有・相互理解を培ってきた。今後はこれまでの成果を各地域の実践活動に反映されるよう、「犯罪被害者等支援サポートブック」（仮題）としてまとめ上げていくこととした。

(2) 実施内容等

ア. 更生保護女性会員中央研修の開催

開催日 平成 22 年 10 月 19 日・20 日・21 日

開催場所 東京都港区 ホテルフロラシオン青山

協議員 100 名

協議事項 今、求められる更女活動とは一気づき、考え、行動する一のテーマのもと、各種講義、グループワークのほか、分科会方式で意見発表と討議を行った。

イ. 更生保護法人等役職員中央研究協議会の開催

開催日 平成 23 年 1 月 26 日・27 日

開催場所 東京都千代田区 アルカディア市ヶ谷

協議員 100 名

協議事項 公益性の高い事業の展開と法人経営の工夫について、各種講義のほか全体協議を行った。

ウ. 更生保護における犯罪被害者等支援サポート事業

サポートブック 5,000 部を作成し、配布した。

(2) 成果

ア. 更生保護女性会員中央研修の開催

初日には、「更生保護行政の現状と課題について」の講話があり、常盤大学理事長諸澤英道氏による「地域で支える被害者と加害者」についての講義が行われた。2 日目には、東京ボランティア・市民活動センター主事による「ボランティアだからできること」の講義の後グループワークによる“きく”ことの大切さを学習した。また、2 つのテーマについて各部会で討議のうえ、最終日に全体討議をし、研修の講評をした。更生保護女性会として地域に根ざした更生保護活動をしていくためには、女性会のリーダーである地区会長が、更生保護に関する新しい動きや、ボランティア活動のノウハウなどを学び各地区の会員に普及していく必要がある。各地区における取組みなど、研修で共有した知識を持つことによって今後の活動を活発にしていける研修になった。

イ. 更生保護法人等役職員中央研究協議会の開催

1 日目には、パネルディスカッションによる「公益性の高い事業の展開と法人経営の工夫」を実施し、社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長坪井節子氏による「公益的な事業を積極的に展開する法人経営」の講義のあと、更生保護施設の最近の取組みについての報告をした。2 日目には、社会貢献活動についての説明と更生保護施設の処遇の標準化についてのほか、平成 23 年度政府予算案及び税制改正等についての説明がなされた。2 日間の協議において、更生保護事業を営む更生保護法人等の役職員が、今後積極的に事業を展開していくために、積極的な意見が交わされ、課題やノウハウ等を協議することによって、今後の事業を積極的に展開させていく協議会となった。

ウ. 更生保護における犯罪被害者等支援サポート事業

更生保護における犯罪被害者等支援サポート事業として、犯罪被害者等からの相談に対して円滑・適切に対応するため、犯罪被害者等への対応の際の留意点や更生保護における被害者等施策についての理解を深める上での一助として、被害者担当保護司サポートブックを作成し、より一層の被害者支援の推進を図るための冊子となった。

(3) 今後予想される効果

ア. 更生保護女性会員中央研修の開催

イ. 更生保護法人等役職員中央研究協議会の開催

全国から集まった更生保護女性会員・更生保護法人等役職員が、協議会・研修会で交換した様々な意見や情報、協議の成果を共有し、各地域での具体的な実践に活用され、地域との連携の拡大、保護観察処遇能力の向上につなげていくことが期待できる。様々な特色を有する各地域の関係者がさらに、地域・県を越えた繋がりを築き、そのネットワークを十分に生かしていくことが期待される。

ウ. 更生保護における犯罪被害者等支援サポート事業

更生保護の目的は、地域社会に根ざした刑事政策を通じ、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することであり、犯罪による傷を抱えながら地域社会で暮らしている被害者等の回復を支援することも、更生保護における重要な使命であるといえる。資料集を活用し、傷つき、苦しんでいる犯罪被害者等に対して、適切に対応していくことが今後期待できる。

2. 本事業において作成した印刷物等

(1) 更生保護女性会員中央研修の開催研修 資料 400 部作成

(2) 更生保護法人等役職員中央研究協議会の開催協議 資料 300 部作成

(3) 更生保護における犯罪被害者等支援サポート事業 資料 5,000 部作成

3. 事業内容についての問い合わせ先

団体名：更生保護法人日本更生保護協会(コウセイホゴホウジンニホンコウセイホゴキョウカイ)

住所：151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9

代表者：理事長 今井 敬(イマイ タカシ)

担当者：目時 千夏(メトキ チナツ)

電話番号：03-3356-5721

F a x：03-3356-7610

E-mail：c-metoki@kouseihogo-net.jp

U R L：<http://www.kouseihogo-net.jp>